

電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

平成 26 年 6 月 25 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 16 年 1 月に e-Tax が運用を開始し、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX は運用を開始した。

e-Tax の利用率が年々増加する中、eLTAX においても参加する地方公共団体の数が年々増加し、個人住民税に関しては、全市区町村で受付を行っており、それ以外の税目あるいは申請・届出についてもほぼ 100% 近くの団体で受付が可能となっている。

また、平成 23 年 1 月からは e-Tax と eLTAX の連携が始まり、国税庁から電子申告で行われた所得税の申告データが各地方公共団体へ転送されるなど、電子申告で行った申告データの二次活用も随時開始されている。

さらに、平成 26 年 1 月 1 日以降、国税において給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票について、前々年に提出すべき枚数が 1,000 枚を超える場合、e-Tax もしくは光ディスク等を利用した電子提出が義務付けられたが、それと併せて、各地方公共団体に提出する「給与支払報告書（個人住民税）」や「公的年金等支払報告書」についても、eLTAX もしくは光ディスク等を利用した電子提出が義務付けられることとなった。

このように、電子申告制度の利用環境が整いつつあり、今後ますます電子申告・納税の利用ニーズが高まってくるものと期待される。

このような中、平成 26 年 9 月に実施される eLTAX のシステム更改に伴って、①利用時間の拡大、②利用者 ID、仮暗証番号の即時発行、③平成 27 年度分から固定資産税（償却資産）申告データについて CSV データの取り込み及び 2,000 明細を超えるデータ送信が可能になるなど eLTAX の利便性が高まり、より一層の利用者の拡大が望まれるものと考えている。

しかしながら、今後、更なる利用者の拡大、利便性の向上をしていくためには、以下の点を改善していく必要があるものと考えている。

- ① 個人住民税については 100% の団体で受付が可能となったが、他の税目、申請・届出で eLTAX に対応できていない市区町村が存在している。
- ② 利用時間の拡大が決まっているが、電子申告は 24 時間 365 日の利用可能を目指すべきである。
- ③ OS やブラウザ等のバージョンアップへの対応を早めるべきである。
- ④ システムにおいて、その脆弱性等が指摘されている Java を利用している。

その他、お知らせメールの内容の充実や、操作方法の簡便化などの要望もあり、今後、eLTAX の利用率を高めるためには、利用者にとって真に利便性を感じ

られるシステムとなる必要がある。是非ともこの要望書にて提起した項目が早い段階で実現されることを期待する。

最後に、改善要望の枠を超えた制度に対する要望ではあるが、理想としては、現状のように eLTAX と e-Tax が別システムとして、それぞれ運用されるのではなく、両者を統合した一つのシステムで運用されるということが実現されるならば、利用者にとって利便性が確保されることはもちろん、行政にとっても大幅なコスト削減につながるものと思料する。

【特に実現を求めるもの】

(受付体制)

1. 全市区町村の電子申告 (eLTAX) の早期受付体制を構築すること。

平成 26 年 1 月 1 日以降、給与支払報告書が 1,000 枚を超える事業所は、その提出方法が eLTAX 又は光ディスク等に義務化されたことに伴い、全市区町村で給与支払報告書の電子的受付が平成 26 年 1 月に開始されたが、法人市民税、固定資産税等については、導入が未だ決まっていない団体がある。

全市区町村において eLTAX が利用可能となれば、特に法人の申告において国税及び地方税の申告等が全て電子申告に対応することとなり、納税者の利便性も更に向上し、eLTAX の普及だけではなく、全ての電子申告の普及につながる。このため、全市区町村において全ての税目が eLTAX で利用できるよう整備を図ること。

(受付時間)

2. 運用時間を拡大すること。

eLTAX の利用が集中する時期において運用時間の拡大が実施されたり、平成 26 年 9 月から平日は 24 時まで運用時間が拡大されたりと納税者の利便性は徐々に向上しているが、電子申告の利点を活かすためには、本来であれば 24 時間 365 日の運用がなされることが望ましい。しかしながら、利用時間の拡大については、費用対効果の側面を考えれば段階的に行っていくことも理解できることから、まずは通年で土曜日、日曜日の利用を可能にすること。

(システム)

3. 一般的な OS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

最新の OS やブラウザへの対応が遅れることは、利用者に不便を強いることになることから、少なくとも e-Tax と足並みを揃えて対応すること。

4. Java を利用しなくても利用可能なシステムにすること。

Java は、脆弱性の問題からバージョンアップを求められる一方、eLTAX において最新バージョンへの対応が遅れている。eLTAX を利用するために納税者が Java の更新を調整しなければならないのは大変不便であり、これを解消するために、早急に Java を使用しなくても利用可能なシステムにすること。

(メッセージボックス)

5. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

申告完了後の受信通知の保存期間が 400 日から 90 日に短縮された。これは e-Tax の 1,900 日に比較して極端に短く、保存期間の延長をすること。

【早期に実現を求めるもの】

(対応税目)

1. 対応税目を拡大すること。

年金収入額が 400 万円以下の年金受給者について、確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合がある。そのため、納税者の利便性の面から個人住民税に早期に対応すること。

また、e-Tax と同様に納税及び申請・届出等にも対応すること。

(システム)

2. 複数の自治体への送信を可能にすること。(新規)

届出・申請等について同一内容の届出等であるにも関わらず、関係する自治体ごとにそれぞれ作成、送信を行う必要がある。この作業は煩雑であり、電子申請の利便性が活かされていない。同一内容の届出等の場合には、送信する自治体を予め選択し、一度の作成、送信作業で複数の自治体への送信を可能にすること。

3. 利用可能な文字を増やすこと。(新規)

現在、eLTAX で送信可能な文字に限りがあり、環境依存文字、旧字体等が使えない状態にある。申告書の送信自体は可能であるが、申告データ上の氏名を正確に表示させるためにも対応文字コードの拡充を図ること。

4. データの保存機能を改善すること。(新規)

PCdesk は作成中のデータを保存することができず、税理士事務所での運用面で不便なものとなっている。現在は、税理士事務所でも組織化が進んでおり、全ての作業を税理士一人が行っている訳ではない。このような現状に鑑みて、PCdesk で申請書等の作成中のデータを保存する機能が追加されることを望む。

5. 届出書等の入力の改善。(新規)

eLTAX の WEB サイトから届出書の内容を入力する場合、ブラウザの「戻る」、「進む」の操作を行うとすでに入力した内容が消えてしまい再入力が必要となる。入力した内容を保持したまま前の画面に戻るボタンを設ける等の再入力

不要となるような措置を望む。

(利用届出・暗証番号)

6. 利用届出について利便性を向上させること。

eLTAX を利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録する必要があるが、市区町村ごと、税目ごとの設定が大変煩雑であることから、提出先の自治体及び利用税目の選択を不要とすること。

また、利用届出の際に入力画面が小さく見にくいので改善を図ること。

7. 暗証番号について改善すること。(新規)

e-Tax では一度変更した暗証番号を改めて使うことが可能であるが、eLTAX では一度変更した暗証番号は使用できなくなる。e-Tax と eLTAX で暗証番号の取扱いが異なることにより、不要な混乱を招く虞があることから、e-Tax と同じように一度変更した暗証番号を再度使えるようにすること。

(メッセージボックス)

8. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

- ① メッセージボックスの閲覧について、PCdesk を利用すると納税者の切り替えの都度、起動し直さなければならず非常に不便である。このため、PCdesk を使用しなくてもインターネットからメッセージボックスの内容が閲覧できるように改善すること。
- ② 申請、届出の受付確認画面には、送信を行った税理士の利用者 ID、氏名は記載されているが、届出等の対象となった納税者については利用者 ID しか記載されていない。このため、届出等の受付確認画面も申告時の受信通知と同様の記載内容とすること。

(納税)

9. 電子納税の利便性を向上させること。(新規)

eLTAX の電子納税について、利便性を向上させるため e-Tax のダイレクト納付のようにネットバンキングの手続きがなくても可能なものにする。

(その他)

10. 電子申告のあり方等に関する協議の場を設けること。(新規)

税理士にとっては、日常の業務でベンダーソフトを利用することが多く、貴会、ベンダー、税理士会の三者で eLTAX 改善の方向性、電子申告のあり方等について協議する場を設けることを望む。

11. 個人開業医の社会保険診療報酬に係る事業税の非課税金額について計算書の提出を不要にすること。(新規)

所得税の確定申告書を電子申告した場合、当該申告書の事業税に関する事項の記載欄に非課税の番号と金額を記載しているにも関わらず、別途計算書の提出を求める自治体がある。一方では計算書の提出を求めている自治体もあり、取扱いが自治体によって異なるのは望ましくないため、取扱いを統一すべきである。

12. 都道府県、市区町村ごとのプレ申告データの取扱いを統一すること。(新規)

現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体がある。自治体によって対応がまちまちであるのは望ましくないことから、全ての eLTAX 利用自治体の各種申告でプレ申告データの送信をすること。

【中長期的に実現を求めるもの】

1. eLTAX と e-Tax を統合システムで運用すること。

利用者の立場、あるいはシステム運用の合理性を考えれば eLTAX と e-Tax のシステムを統合することが望ましい。

申告、申請、届出等においては、記載事項が重複する項目も少なくないため、入力作業が省力化される。また、法人の申告手続においては、現在、双方の受付時間が完全に一致していないため、e-Tax の申告は完了しても、eLTAX の申告は運用時間外で申告ができないことがある。また、納税面において国税では電子納税の手続きが可能でありながら、地方税では電子納税に対応している自治体が少ないため、金融機関で納付しなければならないというように利用者にとって大変不便を強いられている。消費税申告・納税手続のように、e-Tax に申告・納税することによって手続きが完了すれば大変便利である。更に、行政コストの削減にも寄与するものと思料する。

以上のことから eLTAX と e-Tax を統合システムで運用すること強く要望する。

以上